

# インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務仕様書

## 1 委託業務名

インフルエンサーを活用したひょうご EXPO 41 プロモーション動画作成等業務

## 2 業務の目的

「ひょうご EXPO 41」事業のプロモーション動画作成・発信により、視聴者が兵庫県内各市町のファンとなり、大阪・関西万博 関西パビリオンや県内のひょうご EXPO 41 イベント実施場所への訪問を誘発することを目的とする。

また、今回の業務を通じて、万博後も地域住民の方が自ら発信する等、継続的な魅力発信の機運が醸成されることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 委託内容

以下の業務を行うこととし、詳細については企画提案内容等を基に県と受注者が協議し、調整の上、決定する。上記の目的を達成するため、下記に示す要件を上回る、創意工夫のある提案を期待する。

（1）本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画及び万博後の継続した地域魅力発信の仕掛け

企画にあたり、本県が実施する「ひょうご EXPO 41」事業の内容及び本県の特徴を考慮するとともに、ターゲット設定やコンセプト設計を提案すること。また、万博後も、地域の方（市町職員、施設職員、地域で活動するインフルエンサー等）が自発的に地域の魅力を発信する機運を醸成するための仕掛けを提案し、実施すること。地域に対する愛着心を形成し、地域の方自らが「兵庫のファン」となることで、今後の行動変容を図る。

（2）インフルエンサーの選定

以下のア～オの条件を満たしたインフルエンサーを2名以上／撮影場所（のべ20人以上）を選定すること。また、選定したインフルエンサーのインスタグラム平均フォロワー数が4万人以上になること（令和7年2月18日時点）。

- ア 兵庫県内に在住もしくは兵庫県を活動拠点とし、幅広い年齢層から支持を得ていること
- イ 発信を行うSNS媒体は、組織の公式アカウントではなく、個人が有しているアカウントであること
- ウ 直近3年以内に100件以上の投稿を行っていること（動画含む）
- エ 直近3年以内に投稿した動画について、再生回数が、有するフォロワー数を超えているものがあること
- オ 本業務の目的を理解し、兵庫県内市町のPRに協力する者であること

### （３）撮影場所の選定・撮影

プロモーション動画の作成にあたり、兵庫県の魅力発信が可能な施設等を20か所以上選定し、撮影を実施すること。

なお、作成する動画は兵庫県内に展開する10県民局・センター単位で作成することとし、選定する施設等は、以下に記載する各地域の中から、動画1本につき少なくとも2か所を選定すること。

- ・神戸県民センター管内（神戸市内及び神戸市が実施するイベント場所）
- ・阪神南県民センター管内（尼崎市内、西宮市内、芦屋市内及び管内市が実施するイベント場所）
- ・阪神北県民局管内（伊丹市内、宝塚市内、川西市内、三田市内、猪名川町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・東播磨県民局管内（明石市内、加古川市内、高砂市内、稲美町内、播磨町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・北播磨県民局管内（西脇市内、三木市内、小野市内、加西市内、加東市内、多可町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・中播磨県民センター管内（姫路市内、神河町内、市川町内、福崎町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・西播磨県民局管内（相生市内、たつの市内、赤穂市内、宍粟市内、太子町内、上郡町内、佐用町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・但馬県民局管内（豊岡市内、養父市内、朝来市内、香美町内、新温泉町内及び管内市町が実施するイベント場所）
- ・丹波県民局管内（丹波篠山市内、丹波市内及び管内市が実施するイベント場所）
- ・淡路県民局管内（洲本市内、南あわじ市内、淡路市内及び管内市が実施するイベント場所）

### （４）動画の作成・配信

- （１）で検討した内容を基に、動画を作成すること。

なお、作成する動画については、県から提供する素材（事業ロゴマーク等）及び契約締結後に受託者において撮影した素材を組み合わせた動画 40 本以上（少なくともリール動画 20 本、ストーリーズ動画 20 本とする。）を作成すること。

参考に添付する資料に示す「「ひょうご EXPO 41」万博期間中に開催される県内市町イベント実施日」を考慮した配信スケジュールを計画した上で、インフルエンサーのインスタグラムアカウント及び兵庫県万博推進局のインスタグラムアカウントで、作成した動画を配信すること。

※リール動画の構成イメージ（例）は以下のとおり。

例 1）インフルエンサー X 氏・Y 氏で神戸県民センター管内 A 施設・B 施設を撮影

＜動画作成＞X 氏：A + B、Y 氏：A + B… 2 本／県民センター

＜動画構成イメージ＞41 概要 + A 施設 + B 施設 + イベント紹介

例 2）インフルエンサー X 氏・Y 氏で北播磨県民局管内 C 施設及び万博会場（管内市町が実施するイベント）を撮影

＜動画作成＞X 氏：C + 万博会場、Z 氏：C 施設… 2 本／県民局

＜動画構成イメージ＞41 概要 + C 施設 + 万博会場 + イベント紹介

（5）動画投稿事務等にかかる手配

選定したインフルエンサーの投稿事務等に係る手配全般（スケジュール調整・活動支援及び管理・謝金の支払い等）を行うこと。

## 5 受注者の責務

（1）苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受注者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、県と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。

（2）法令等の遵守

受注者は、本委託業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って処理すること。

（3）信用失墜行為の禁止

受注者は、本委託業務の履行にあたり不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為を行わないこと。

（4）受注者の誠実義務

受注者は、本委託業務の履行にあたっては、誠実に業務にあたらないといけない。県から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速

やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

## 6 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、本委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 再委託を行う場合、この仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに關して一切の責任を負う。

## 7 使用機器及び設備

委託内容を履行するために使用する機器及び設備は全て受注者が用意するものとする。

## 8 守秘義務

受注者は本委託業務により得た一切の情報・成果について、本委託業務の目的以外に使用してはならない。

また、受注者は本委託業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、本委託業務期間中はもちろん契約終了後においても県及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合においては、受注者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。

なお、本委託業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては県との協議に従うものとする。

## 9 成果物一覧

本業務に求める成果物は「図表 成果物 一覧」のとおりとする。成果物は紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することで可とする。

図表 成果物 一覧

|           | No | 成果物     | 提出期限            |
|-----------|----|---------|-----------------|
| 事業管理（全体）  | 1  | 業務実施計画書 | 契約締結後 14 日以内    |
|           | 2  | 業務実施報告書 | 令和 8 年 3 月 31 日 |
| 動画配信業務    | 3  | 投稿動画    | 配信日の 10 開庁日前    |
| 魅力発信仕掛け業務 | 4  | 業務結果報告書 | 令和 8 年 3 月 31 日 |

## 10 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について県に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、県が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については県の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業に係るすべての書類、またその内容について、県の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、県に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受注者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
  - ア 契約に関する事務は県で行う。
  - イ 県は、選定された業務を提案した事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ウ 契約条項は、県において示す。
  - エ 受注者は、県に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合等において、県は契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、県と受注者が双方協議のうえ決定する。
- (8) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

## 11 担当

兵庫県企画部万博推進局万博推進課万博調整班

電話 078-362-9114